

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………(同)……………一
- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩
- 建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………二
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二
- 土地改良区の定款変更の認可……………
- ……………(産業労働局農林水産部農業振興課)……………三
- 正 誤
- 令和五年六月二日付雑報……………四
- 令和五年八月二十五日付雑報……………四

告示

●東京都告示第千百六号
 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八

条第一項の規定に基づき勝どき東地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。
 令和五年十月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称
勝どき東地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成二十七年十一月二十日から令和十一年十月三十一日まで
- 三 施行地区
中央区勝どき二丁目及び勝どき四丁目各地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
中央区勝どき四丁目十三番六号
平成二十七年十一月二十日
- 五 定款の変更の認可の年月日
令和五年十月十九日

東京都告示第千百七号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき東京駅前八重洲一丁目東B地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。
 令和五年十月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称
東京駅前八重洲一丁目東B地区市街地再開発組合

二 事業施行期間
平成三十一年一月十一日から令和八年三月三十一日まで

東京都知事 小 池 百合子

- 三 施行地区
中央区八重洲一丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
中央区八重洲一丁目七番十七号
平成三十一年一月十一日
- 五 事業計画の変更の認可の年月日
令和五年十月十九日

東京都告示第千百八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。
 令和五年十月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

- 小笠原村母島字元地百二十三番一か 令和五年九月二
- ら同番七まで、百二十四番、同番二、十日
- 百二十八番一、同番四、同番六、同
- 番八から同番十一まで、百九十六番
- 四、同番十四、百九十八番三から同
- 番九まで、二百一番、三百七十三番
- の一部、三百七十四番及び三百七十
- 五番

- 二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁

公告

第二本庁舎三階中央)

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和五年十月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
名 取 伸 明
許可を受けた者の
住所及び氏名

国分寺市西町一丁目二十八番
二及び同番十
新宿区西新宿二丁目六番一
号新宿住友ビル三十一階
アグレ都市デザイン株式会
社

代表取締役 大林 竜一

昭島市大神町一丁目四百二十
四番一
埼玉県本庄市西富田七百六
十二番地一
ケイアイスター不動産株式
会社

代表取締役 塙 圭二

日野市大字日野四百七十九番
一及び四百八十番一の各一部
番地
日野市大字日野七百七十四
番地

伊藤 文恵

日野市日野台二丁目八番四、
同番五、同番五地先及び四十
五番七
神奈川県相模原市緑区橋本
三丁目十一番八号
株式会社イーカム

代表取締役 角田 満

羽村市羽中二丁目二千七百三
十九番一
福生市加美平二丁目十四番
一号
株式会社山一建設

代表取締役 山野井 優

青梅市今井二丁目八百六十二
番三、同番五及び九百十一番
五
練馬区石神井町二丁目二十
六番十一号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

昭島市田中町一丁目二千三百
十番及び同番地先
練馬区石神井町二丁目二十
六番十一号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

青梅市梅郷五丁目九百十一番
一
西東京市東伏見三丁目六番
十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

立川市柴崎町六丁目百五十四
番二から同番十一まで及び同
番十五
埼玉県本庄市西富田七百六
十二番地一
ケイアイスター不動産株式
会社

代表取締役 塙 圭二

小平市回田町百七十八番三十
三、百八十四番一、同番四、
百八十五番一、同番五及び同
番八
小平市鈴木町一丁目四百七
十二番地四十
誠賀建設株式会社
代表取締役 樋口 賀大

清瀬市中里五丁目五百八十七
番七、五百八十八番二及び五
百八十九番十一
西東京市芝久保町四丁目二
十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋

西東京市芝久保町三丁目千九
百八十七番七、同番八、千九
百九十二番及び千九百九十三
番
誠賀建設株式会社
代表取締役 樋口 賀大

西東京市芝久保町一丁目千四
百六十七番五の一部(第一工
区)
西東京市東伏見三丁目六番
十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

調布市若葉町三丁目二十三番
三十六
立川市高松町一丁目二十三
番十六号
株式会社ノーヴァ・アソシ
エイツ

代表取締役 濱中 敏之

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、令和五年十月十九日から四月以内に東京都産業労
働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一
号)に到着するよう提出してください。

令和五年十月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 イオンスタイル赤羽
二 店舗所在地 北区神谷三丁目十二番一
三 設置者名 イオンリテール株式会社
四 設置者住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五
番地一
五 変更前の店舗名 (仮称)イオンスタイル赤羽北本
通り
六 変更後の店舗名 イオンスタイル赤羽
七 変更前の小売業者 イオンリテール株式会社ほか未定
の氏名又は名称
八 変更後の小売業者 イオンリテール株式会社ほか二名
の氏名又は名称

<p>十二 変更前の小売業 中央区日本橋本町三丁目六番二号</p>	<p>十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ライフコーポレーション</p>	<p>十 変更後の設置者住所 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目二番二十二号</p>	<p>九 変更前の設置者住所 中央区日本橋本町三丁目六番二号</p>	<p>八 変更後の店舗所在地 足立区梅島一丁目十三番十二号</p>	<p>七 変更前の店舗所在地 足立区梅島一丁目十三番五ほか</p>	<p>六 変更後の店舗名 ライフ梅島駅前店</p>	<p>五 変更前の店舗名 (仮称)ライフ梅島店</p>	<p>四 設置者住所 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目二番二十二号</p>	<p>三 設置者名 株式会社ライフコーポレーション</p>	<p>二 店舗所在地 足立区梅島一丁目十三番十二号</p>	<p>一 店舗名 ライフ梅島駅前店</p>					<p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>			<p>十二 縦覧期間 令和五年十月十九日から令和六年二月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>		<p>十一 縦覧場所 振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十 届出日 令和五年九月二十六日</p>	<p>九 変更日 令和五年七月二十八日</p>
<p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 アディダスジャパン株式会社ほか</p>	<p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 アディダスジャパン株式会社ほか</p>	<p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 三十九名</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名 植田 俊</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名 菰田 正信</p>	<p>四 設置者住所 中央区日本橋室町二丁目一番一号</p>	<p>三 設置者名 三井不動産株式会社</p>	<p>二 店舗所在地 渋谷区神宮前六丁目二十番十号ほか</p>	<p>一 店舗名 RAYARD MIYASHITA PARK</p>					<p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>			<p>十七 縦覧期間 令和五年十月十九日から令和六年二月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>		<p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十五 届出日 令和五年九月二十六日</p>	<p>十四 変更日 令和五年六月十四日ほか</p>	<p>十三 変更後の小売業者の住所 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目二番二十二号</p>		
<p>令和五年十月十九日 東京都知事 小 池 百合子</p>		<p>土地改良法の規定により、府中用土地利用改良区の定款の変更を 令和五年十月六日認可した。</p>	<p>土地改良法の定款変更の認可について</p>		<p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>		<p>十七 縦覧期間 令和五年十月十九日から令和六年二月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>						<p>十四 変更日 令和五年八月十六日ほか</p>	<p>十五 届出日 令和五年十月三日</p>		<p>十三 変更後の小売業者の代表者名 ステイン・ヴァンデヴォースト(アディダスジャパン株式会社)ほか</p>		<p>十二 変更前の小売業者の代表者名 コリン・メルヴィル・ケネディ・キュリー(アディダスジャパン株式会社)ほか</p>	<p>十一 変更後の小売業者の住所 港区北青山二丁目九番五号(株式会社ユニオンゲートグループ)ほか</p>		<p>十 変更前の小売業者の住所 港区南青山七丁目一番五号(株式会社ユニオンゲートグループ)ほか</p>		

正 誤

○令和五年六月二日付雑報

ページ一段一行一 誤 正

一九 下 一 全国自治宝くじ 事務協議会告示 第五百三十八号

全国自治宝くじ 事務協議会告示 第五百三十八号

二〇 上 二 全国自治宝くじ 事務協議会告示 第五百三十七号

全国自治宝くじ 事務協議会告示 第五百三十七号

○令和五年八月二十五日付雑報

ページ一段一行一 誤 正

五 上 九 後から 一八万本 十八万本

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號

郵便番号 163-8001

定価 本号 一箇月 三〇円 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七號

郵便番号 113-0001

